

碧労務管理事務所 給与計算料金表【平成29年9月版】

給与計算報酬	当事務所	愛知県社労士会
人員数	報酬月額	旧報酬規程
1～9名	15,000	基本月額20,000
10～19名	25,000	5名以上は1名増すごとに1,000円を加算する
20～29名	35,000	
30～49名	45,000	賞与計算は1回につき、上記の給与計算と同様の計算による額とする
50～69名	55,000	
70～99名	75,000	
100人以上	応相談	

(注1)人員数は、事業主(常勤役員を含む)と従業員を合わせた数

(注2)パート、アルバイトの人員数は、雇用保険加入義務者は0.8名、それ以外は0.6名として算出

■給与計算報酬に含まれる主な業務

タイムカード等からの勤怠集計
 給与計算(残業代、社会保険料、税金等の計算)
 勤怠支給控除一覧表の作成
 振込金額一覧表、金種一覧表の発行
 給与明細書の発行
 賃金台帳(年度別など各形式)

- ・各種資料は、紙資料、データ資料(PDF)等でお渡しします
- ・資料はMykomonのクラウドサービスを利用し、いつでも確認できるよう保存します
- ・勤怠集計を会社のほうでやっていただく場合は、月額報酬を10%減額します

■給与計算報酬とは別にかかる主な費用

- (1)賞与計算(賞与金額の試算、賞与計算・明細等資料の発行)・・・賞与計算は給与計算報酬の1ヶ月分です
- (2)退職金計算(退職金金額の試算、退職金計算・明細等資料の発行)・・・1名5,000円
- (3)市県民税の納付書の金額記入(1市町村500円)、その他異動の手続き(1件3,000円)
- (4)振込依頼書の作成、銀行等への振込依頼作業等は、別途費用が掛かります

■給与計算報酬が割増になるケース

- (1)給与締切日から支払日までの間が15日間以上を基本として料金設定していますので、15日未満の場合は、割増対象となります。
 例、月末締切、翌月10日支払のケース 報酬10%増し
- (2)年末年始、ゴールデンウィーク、夏季休暇等の長期休暇期間中と、給与締切日と支払日のスケジュール期間が重なる場合、報酬25%増し

(注3)金額はすべて税抜きとなっています。別途消費税がかかります

(注4)上記内容に明記されていない事項については、協議の上決定します

(注5)上記内容を基本としておりますが、受託範囲、契約形態等を考慮して別途お見積りします